

能代市国民保護計画

資料編

令和7年3月

能代市

目 次

第1 実施体制に関する資料	1
1 市及び県等連絡先等一覧	1
(1) 市	1
(2) 県	3
(3) 県地域振興局	4
(4) 隣接市町村	4
2 交通規制に関する資料	5
(1) 通行の禁止又は制限についての標示	5
(2) 緊急通行車両の確認事務処理要領	6
3 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料	7
(1) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	7
第2 避難・退避に関する資料	18
1 輸送網に関する資料	18
(1) 高速道路	18
(2) 国道	18
(3) 主要地方道	19
(4) 一般県道	19
(5) 鉄道	19
(6) ヘリコプター臨時離着陸場数	19
第3 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する資料	20
1 被災情報に関する資料	20
(1) 火災・災害等即報要領	20
第4 救援に関する資料	38
1 救援の原則に関する資料	38
(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準	38
(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令	44
第5 安否情報に関する資料	49
1 安否情報の収集・提供に関する資料	49
(1) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	49
(2) 安否情報の収集及び提供に係る留意事項	56

第1 実施体制に関する資料

1 市及び県等連絡先一覧

(1) 市

※市関係衛星電話 総務部総合防災課 TEL 005-100-202511

部局等名	課室名	所在地	電話	F A X
総務部	総務課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2113	FAX 0185-89-1762
	総合防災課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2115	FAX 0185-89-1792
	財政課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2122	FAX 0185-89-1763
	契約検査課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2222	FAX 0185-54-6460
	税務課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2126	FAX 0185-89-1764
企画部	総合政策課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2142	FAX 0185-89-1760
	移住定住推進課	能代市臈渕字古屋敷 1 番地 イオンタウン能代内	TEL 0185-74-6767	FAX 0185-58-5100
	市民活力推進課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2212	FAX 0185-89-1770
	地域情報課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2147	FAX 0185-89-1793
市民福祉部	福祉課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2152	FAX 0185-89-1771
	子育て支援課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2946	FAX 0185-89-1679
	長寿いきがい課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2156	FAX 0185-89-1791
	健康づくり課	能代市字腹鞆ノ沢 19-3	TEL 0185-58-2838	FAX 0185-58-2930
	市民保険課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2166	FAX 0185-89-1773
環境産業部	環境衛生課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2173	FAX 0185-89-1769
	商工労働課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2186	FAX 0185-89-1775
	エネルギー産業政策課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2187	FAX 0185-89-1775
	観光振興課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2179	FAX 0185-89-1776
農林水産部	農業振興課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2182	FAX 0185-89-1774
	林業木材振興課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2250	FAX 0185-89-2251
	ねぎ課	能代市向能代字トメキ 108-1	TEL 0185-74-5888	FAX 0185-53-3953
都市整備部	都市整備課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2196	FAX 0185-89-1779
	道路河川課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2192	FAX 0185-89-1778
	下水道課	能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2202	FAX 0185-54-3347
	水道課	能代市上町 1-3	TEL 0185-52-5221	FAX 0185-89-1780
二ツ井地域局	総務企画課	能代市二ツ井町字上台 1-1	TEL 0185-73-2111	FAX 0185-73-5224
	市民福祉課	能代市二ツ井町字上台 1-1	TEL 0185-73-2114	FAX 0185-73-5224
	環境産業課	能代市二ツ井町字上台 1-1	TEL 0185-73-5395	FAX 0185-73-5224
	建設課	能代市二ツ井町字上台 1-1	TEL 0185-73-5300	FAX 0185-73-5224
会計課		能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2206	FAX 0185-89-1764
議会事務局		能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2923	FAX 0185-89-1784
監査委員事務局		能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2932	FAX 0185-89-1785
選挙管理委員会事務局		能代市上町 1-3	TEL 0185-89-1760	FAX 0185-89-1783
農業委員会事務局		能代市上町 1-3	TEL 0185-89-2935	FAX 0185-89-1786
教育委員会事務局	教育総務課	能代市二ツ井町字上台 1-1	TEL 0185-73-2757	FAX 0185-73-6459
	学校教育課	能代市二ツ井町字上台 1-1	TEL 0185-73-5281	FAX 0185-73-6459
	生涯学習・ スポーツ振興課	能代市二ツ井町字上台 1-1	TEL 0185-73-5285	FAX 0185-73-6459

(2) 県

部局等名	課室名	所在地	電話	F A X
総務部	総合防災課	秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190
	行政経営課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1041	FAX 018-860-1056
	秘書課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1031	FAX 018-860-1034
	広報広聴課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1076	FAX 018-860-1072
	人事課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1050	FAX 018-860-3855
	財政課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1104	FAX 018-860-3805
	税務課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1123	FAX 018-860-3827
企画振興部	総合政策課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1212	FAX 018-860-3873
	国際課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1218	FAX 018-860-3874
	デジタル政策推進課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-4271	—
	市町村課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1144	FAX 018-860-3859
	調査統計課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1251	FAX 018-860-1252
あきた未来創造部	あきた未来戦略課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1231	FAX 018-860-1232
	あきた未来戦略課 高等教育支援室	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1223	FAX 018-860-3870
	移住・定住促進課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1248	FAX 018-860-3871
	次世代・女性活躍支援課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1552	FAX 018-860-3895
	地域づくり推進課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1237	FAX 018-860-3875
	観光文化スポーツ部	観光戦略課	秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-1462
文化振興課		秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-1530	FAX 018-860-3880
誘客推進課		秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-2261	FAX 018-860-3868
食のあきた推進課		秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-2258	FAX 018-860-3878
交通政策課		秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-1282	FAX 018-860-3879
スポーツ振興課		秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-1239	FAX 018-860-3876
健康福祉部	福祉政策課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1311	FAX 018-860-3841
	地域・家庭福祉課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1342	FAX 018-860-3844
	長寿社会課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1361	FAX 018-860-3867
	子ども・女性・障害 者相談センター	秋田市手形住吉町 3-6	TEL 018-831-2940	FAX 018-827-5231
	障害福祉課	秋田市山王 1-1-1	TEL 018-860-1331	FAX 018-860-3866
	健康づくり推進課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1426	FAX 018-860-3825
	健康づくり推進課 国保医療室	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1351	FAX 018-860-3867
	保険・疾病対策課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1422	FAX 018-860-3821
	医務薬事課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1401	FAX 018-860-3883
生活環境部	県民生活課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1513	FAX 018-860-3891
	温暖化対策課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1573	FAX 018-860-3881
	環境管理課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1571	FAX 018-860-3881
	環境整備課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1622	FAX 018-860-3835
	生活衛生課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1592	FAX 018-860-3856
	自然保護課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1614	FAX 018-860-3835
農林水産部	農山村振興課	秋田市山王 4-1-1	TEL018-860-1851	FAX 018-860-3815
	農林政策課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1723	FAX 018-860-3842
	農業経済課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1763	FAX 018-860-3806
	水田総合利用課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1783	FAX 018-860-3898
	園芸振興課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1801	FAX 018-860-3822
	畜産振興課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1806	FAX 018-860-3822
	農地整備課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1821	FAX 018-860-3863
	水産漁港課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1885	FAX 018-860-3849
	林業木材産業課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1914	FAX 018-860-3828
	森林資源造成課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1919	FAX 018-860-3828
	森林環境保全課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-1750	FAX 018-860-3899

部局等名	課室名	所在地	電話	F A X
産業労働部	産業政策課	秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-2214	FAX 018-860-3887
	地域産業振興課	秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-2241	FAX 018-860-3887
	産業集積課	秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-2250	FAX 018-860-3869
	商業貿易課	秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-2244	FAX 018-860-3887
	クリーンエネルギー 産業振興課	秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-2281	FAX 018-860-3869
	雇用労働政策課	秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-2334	FAX 018-860-3833
	公営企業課	秋田市山王 3-1-1	TEL 018-860-5011	FAX 018-860-5831
建設部	建設政策課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-2411	FAX 018-860-3800
	技術管理課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-2431	—
	都市計画課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-2441	FAX 018-860-3845
	下水道マネジメント 推進課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-2461	FAX 018-860-3813
	道路課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-8602483	FAX 018-860-3837
	河川砂防課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-2511	FAX 018-860-3809
	港湾空港課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-2541	FAX 018-860-3804
	建築住宅課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-2561	FAX 018-860-3819
	営繕課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-2582	FAX 018-860-3901
	秋田港湾事務所	秋田市土崎港西 1-7-1	TEL 018-845-2021	FAX 018-845-2270
	船川港湾事務所	男鹿市船川港船川字外ヶ沢 1 3 4	TEL 0185-23-3721	—
	能代港湾事務所	能代市大森山 1-2	TEL 0185-54-8246	—
	秋田空港管理事務所	秋田市融和椿川字山籠 49	TEL 018-886-3362	FAX 018-886-3365
	大館能代空港管理 事務所	北秋田市脇神字苔岱 21-144	TEL 0186-63-1001	FAX 0186-63-1009
出納局	会計課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-2711	FAX 018-860-3927
	財産活用課	秋田市山王 4-1-1	TEL 018-860-2735	FAX 018-860-3900

(3) 県地域振興局

地域振興局名	部・課名	所在地	電話・FAX	衛星電話・FAX
山本地域振興局 総務企画部	総務経理課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-6203 FAX 0185-52-6832	TEL 103-8-803
	地域企画課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-55-8004 FAX 0185-55-2296	TEL 103-511 TEL 103-8-808
福祉環境部	企画福祉課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-5105 FAX 0185-55-8020	TEL 103-8-832
	健康・予防課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-4333 FAX —	TEL 103-8-834
	環境指導課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-4331 FAX —	TEL 103-8-837
農林部	農業振興普及課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-2161 FAX 0185-54-8001	TEL 103-8-402
	森づくり推進課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-2181 FAX 0185-53-5565	TEL 103-8-422
	農村整備課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-1231 FAX 0185-54-2451	TEL 103-8-432
建設部	企画・建設課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-6101 FAX 0185-54-5226	TEL 103-8-462
	保全・環境課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-6109 FAX 0185-54-5226	TEL 103-8-465
	用地課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-6102 FAX 0185-54-5226	TEL 103-8-471
	建築課	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-6103 FAX 0185-54-5226	TEL 103-8-474
	素波里ダム管理事務所	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-79-1101 FAX 0185-79-1164	—
	水沢ダム管理事務所	能代市御指南町 1-10	TEL 0185-76-3945 FAX 0185-76-2197	—

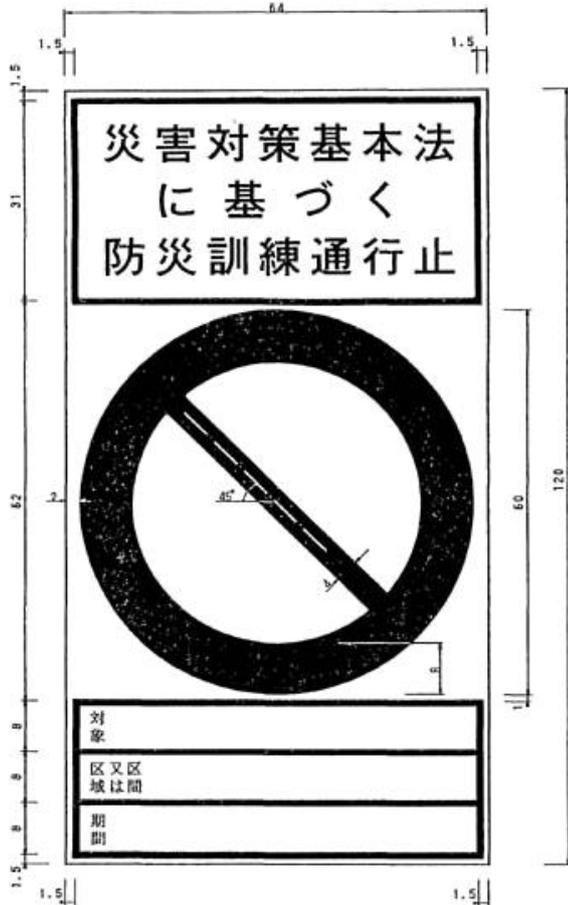
(4) 隣接市町村

市町村名	担当部・課名	所在地	電話・FAX	衛星電話・FAX
北秋田市	総務部 総務課	北秋田市花園町 19-1	TEL 0186-62-6602 FAX 0186-63-2586	TEL 005-100-213511
三種町	町民生活課	三種町鶴川字岩谷子 8	TEL 0185-85-4823 FAX 0185-85-2178	TEL 005-100-348511
八峰町	総務課	八峰町八森字中浜 63	TEL 0185-77-2111 FAX 0185-77-3569	TEL 005-100-349511
藤里町	生活環境課	藤里町藤琴字藤琴 8	TEL 0185-79-2113 FAX 0185-79-2116	TEL 005-100-346511
上小阿仁村	住民福祉課	上小阿仁村小沢田字向川原 118	TEL 0186-77-2221 FAX 0186-77-2227	TEL 005-100-327511

2 交通規制に関する資料

(1) 通行の禁止又は制限についての標示

①国民保護法第42条第2項関係

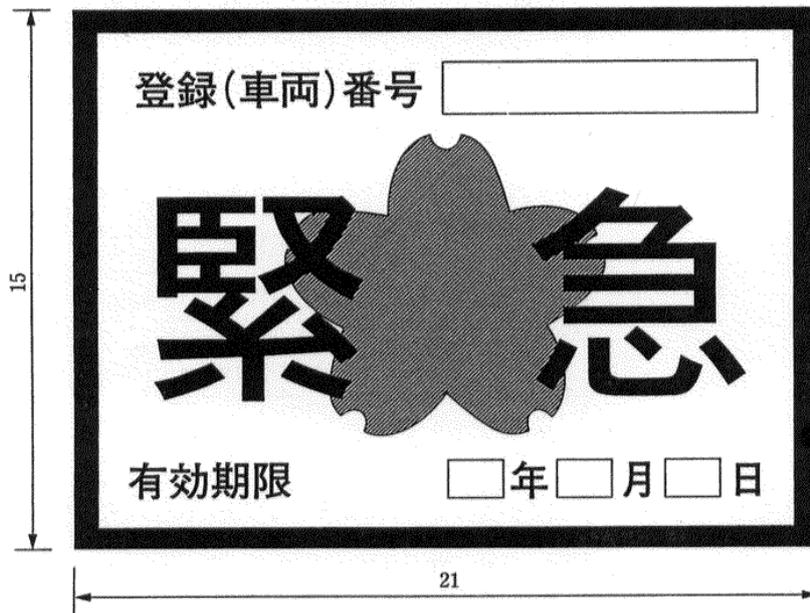


②国民保護法第155条第1項関係



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 緊急通行車両についての確認に係る標章（災害対策基本法施行規則第6条の2）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成17年8月2日
赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- 許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(②(ウ)を除く。)において同じ。)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第58条第1項の医療の実施、同条第2項の医療の実施の指示を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な救助についての協力の要請等について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。)において医療を行う医療機関及び医療関係者
- (オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜査、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- 赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用され

る場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・ 許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・ 許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・ 許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・ 赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・ 我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・ 白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・ 赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

【図1】



- ・ 場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又

は地形に応じた他の適当な方法によって表示されるものとする。

- ・ 場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は証明することができるものとするのが望ましい。
- ・ 赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・ 対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・ 対象者が使用することができる特殊記号は、発行信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・ 特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力戦争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）付属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・ 常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書付属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。

(ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

(イ) できる限り耐久性のあるものであること。

(ウ) 日本語及び英語で書かれていること。

(エ) 氏名及び生年月日が記載されていること

(オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所有者の資格については〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

(カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所有者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

(ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。

- ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

- (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
 - ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
 - ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
 - ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の制服に関する規定の見直し等を行うものとする。
 - ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 平時における赤十字等の標章の使用等
- ・ 平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法」という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
 - ・ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に保安赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・ 許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

- ① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関
- ② 都道府県知事が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
- ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ④ 市町村長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該市町村の職員(当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・ 特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業

務を行う者を含む。)又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。

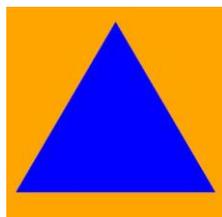
- ・ 許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・ 許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・ 許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・ 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・ 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・ 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・ 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色(CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500)を、青色の正三角形の部分については青色(CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF)を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・ 対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・ 身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 15 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 4 のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O 式及び R h 式）が記載されていること。
- (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項
 - ・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
 - ・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
 - ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
 - ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
 - ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
 - ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。

- 国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 平時における特殊標章の使用
- 平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字 交 付
 標章等に係る 申請書
 特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字） （ローマ字）	生年月日（西暦） 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号： E-mail :	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; padding: 10px;"> 写 真 縦4×横3cm <small>（身分証明書の交付又は 用許可の場合のみ使）</small> </div>	
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： （Rh因子）	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）

.....

.....

(許可権者使用欄)

資 格：

証明書番号： 交付等の年月日：

有効期間の満了日：

返納日：

[様式 3]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

[様式 4]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

第2 避難・退避に関する資料

1 輸送網に関する資料

(1) 高速道路（市内を経由する路線）

令和6年4月1日現在

路線名	起点 ～ 終点	延長 (km)
	市内 I C ・ J C T 名	
日本海沿岸東北自動車道	新潟市 ～ 青森市	322
	能代南 I C、能代東 I C 二ツ井白神 I C	

(2) 国道（上段：路線指定区間、下段：市内路線供用区間）

令和6年4月1日現在

番号	起 点	終 点
7	新潟県新潟市本町通7番町1054番2	青森県青森市大字大野字長島2丁目10番2
	能代市浅内字沢辺106	能代市二ツ井町小繋字小繋沢21-17
101	青森県青森市大字大野字長島2丁目10番2	秋田市川尻字大川反233番地先
	能代市竹生字天神谷地121-4	能代市浅内字沢辺106

(3) 主要地方道（上段：路線認定区間、下段：市内路線供用区間）

令和6年4月1日現在

番号	路線名	起 点	終 点
3	二ツ井森吉線	能代市二ツ井町小繋字恋の沢64番2地先 [国道7号交点]	北秋田市米内沢字諏訪岱67番地7地先 [国道105号・285号交点]
		〃	能代市二ツ井町麻生字ヒトロ沢
4	能代五城目線	能代市扇田字山下98番1地先 [国道7号交点]	南秋田郡五城目町内川黒土字下川原37番地 [国道285号交点]
		〃	能代市大森字大合野1-9
63	常盤峰浜線	能代市常盤字上本郷202番1地先 [能代二ツ井線交点]	八峰町峰浜目名湯字下谷地29番5 [国道101号交点]
		〃	能代市久喜沢字深沢126
64	能代二ツ井線	能代市鹹淵字古屋布54番1地先 [国道7号交点]	能代市二ツ井町字茶屋下78番1地先 [西目屋二ツ井線交点]
		〃	〃

(4) 一般県道（上段：路線認定区間、下段：市内路線供用区間）

令和6年4月1日現在

番号	路線名	起 点	終 点
143	石川向能代線	八峰町峰浜石川字石川435番地先 〔常盤峰浜線交点〕	能代市落合字砂田63番1地先 〔国道101号交点〕
		能代市外荒巻字南山ノ上50-1	〃
150	東能代 停車場線	能代市鹹淵字下悪戸67番2地先	能代市字一本木52番1地先〔国道7号交点〕
		〃	〃
202	小滝二ツ井線	能代市二ツ井町梅内字小滝87番地先	能代市二ツ井町種字堤下112番2 〔国道7号交点〕
		〃	〃
203	高屋敷茶屋下 線	能代市二ツ井町田代字屋敷岱63番地先	能代市二ツ井町種字堤下57番3 〔国道7号交点〕
		〃	〃
205	富根能代線	能代市二ツ井町富根字高清水559番2地先 〔国道7号交点〕	能代市字豊祥岱1番26地先 〔国道7号交点〕
		〃	〃
206	山谷富根 車場線	能代市常盤字森ノ越2番6地先	能代市二ツ井町飛根字町頭10番5地先
		〃	〃
209	埴川能代線	八峰町峰浜埴字豊前長根113番8地先 〔常盤峰浜線交点〕	能代市須田字家後端16番地1地先 〔国道101号交点〕
		能代比八田字相染台50-1	〃
210	金光寺能代線	山本郡山本町豊岡金田字狐台10番1地先 〔能代五城目線交点〕	能代市寿域長根56番1地先 〔国道7号交点〕
		能代市字九郎左エ衛門笹台2-117	〃
294	仙ノ台松山線	能代市二ツ井町小掛字仙ノ台10番6 〔高屋敷茶屋下線交点〕	能代市松山字川向105番1 〔能代五城目線交点〕
		〃	〃
314	濁川上岩川線	能代市二ツ井町濁川字菅ノ沢32番12地先 〔仙ノ台松山線交点〕	三種町上岩川字小新沢101番地先 〔琴丘上小阿仁線交点〕
		〃	能代市二ツ井町濁川山国有林
317	西目屋 二ツ井線	青森県中津軽郡西目屋村砂子瀬字宮元	能代市二ツ井町切石字烏坂4番2〔国道7号交点〕
		能代市二ツ井町荷上場字グミの木184地先	〃
322	きみまち阪公 園素波里湖線	能代市二ツ井町小繫字中島94番4 〔国道7号交点〕	山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林
		〃	能代市二ツ井町荷上場字銅良子出口28番地1地先

(5) 鉄道(上表：旅客、下表：貨物)

事業者名	路線名	起点駅	終点駅	営業キロ (km)
		市内起点駅	市内終点駅	
東日本旅客鉄道株式会社	奥羽本線	福島	青森	484.5
		東能代	二ツ井	16.8
	五能線	東能代	川部	147.2
		東能代	鳥形	11.2

(6) ヘリコプター臨時離着陸場数

(令和6年4月末現在)

市町村名	箇所数
能代市	5
二ツ井町	4

3 被災情報に関する資料 (1) 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官

改正	平成6年12月	消防災第	279号
	平成7年4月	消防災第	83号
	平成8年4月	消防災第	59号
	平成9年3月	消防情第	51号
	平成12年11月	消防災第	98号
		消防情第	125号
	平成15年3月	消防災第	78号
		消防情第	56号
	平成16年9月	消防震第	66号
	平成20年5月	消防応第	69号
	平成20年9月	消防応第	166号
	平成24年5月	消防応第	111号
	平成29年2月	消防応第	11号
	平成31年4月	消防応第	28号
	令和元年6月	消防応第	12号
	令和3年5月	消防応第	29号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告を求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

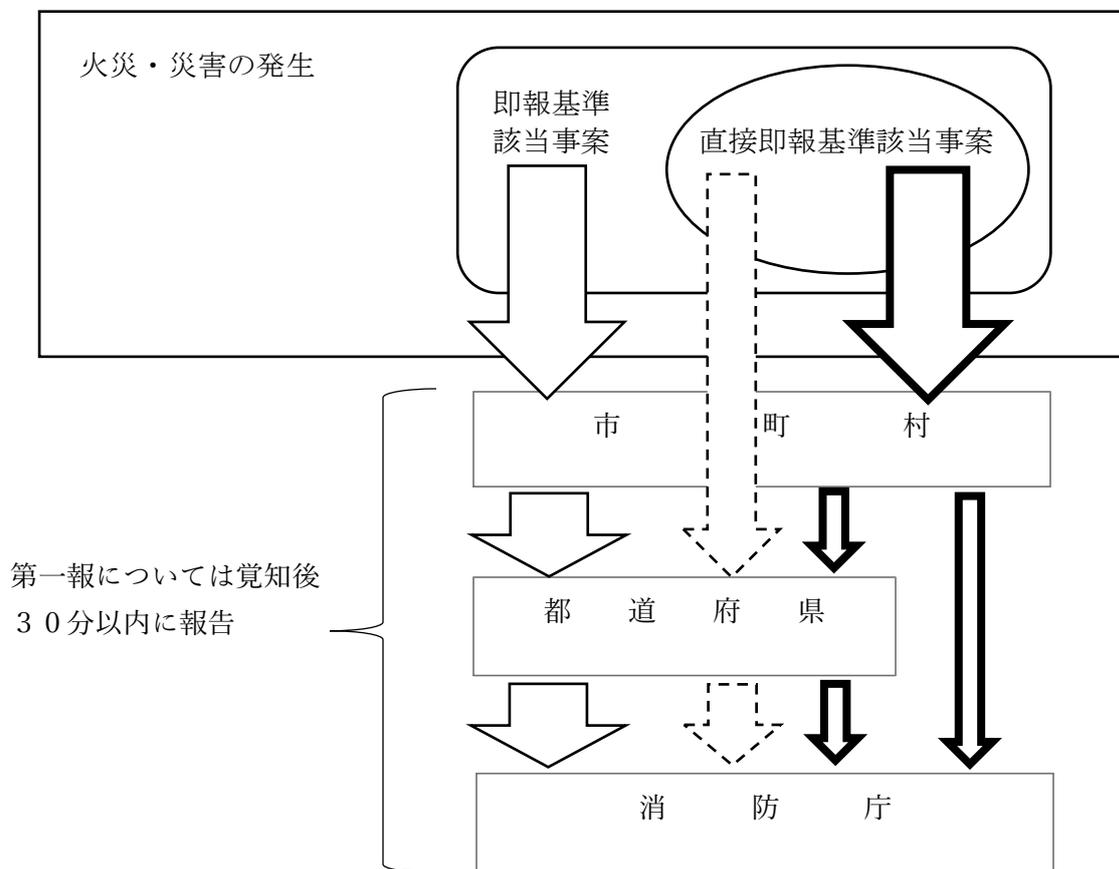
- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく

大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告するものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既

存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告にかえることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体には(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行なうことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、この場合において、都道府県と連携がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、

都道府県に報告するものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告すること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- (1) 武力事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
 - オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

 - ア 地震
 - (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
 - イ 津波
 - (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ウ 風水害
 - (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
 - オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウ(ア)、(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）

の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で

囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「〇〇（株）〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第 3 号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア） 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ） 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告すること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を分かる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(1) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	計 棟		死者の生じた 理 由		
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積			m ² m ²	
焼損程度	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 棟数 ぼ や 棟	計 棟		焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署) 消防団 その他 (消防防災ヘリコプター等)			台 台 台・機	人 人 人	
救急・救助 活動状況						
災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他]			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI 等 7 その他 ()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設 の区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
	その他		人		
	使用停止命令 月 日 時 分	消防本部 (署)	台 人		
		消防団	台 人		
		消防防災ヘリコプター	機 人		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他		人			
災害対策本部等 の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	重 症	人 (人)
	不明 人	中等症	人 (人)
		軽 症	人 (人)
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人数	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時							
損害の状況	人的 被害	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		うち災害 関連死者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
		不 明	人							
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)		(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県				区 分			被 害	
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報		(月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報告者名			畑	流失・埋没	ha			
				冠 水	ha			
				そ	文 教 施 設	箇所		
					病 院	箇所		
区 分		被 害		道	路	箇所		
人的被害	死 者	人			橋 り よ う	箇所		
	行方不明者	人		河 川	箇所			
	負傷者	重傷	人		港 湾	箇所		
		軽傷	人		砂 防	箇所		
住家被害	全 壊		棟	の	清 掃 施 設	箇所		
			世帯		崖 く ず れ	箇所		
			人		鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻		
			世帯		水 道	戸		
			人		電 話	回線		
	一 部 破 損		棟		他	電 気	戸	
			世帯			ガ ス	戸	
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯		り 災 者 数 人		人		
		人						
非住家	公共建物	棟	火 災 発 生	建 物		件		
	その他	棟		危 険 物		件		
				そ の 他		件		

区 分		被 害		災 害 の 対 策 本 状 況	都 道 府 県			
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体			市 町 村				
そ の 他	農 業 被 害	千円						
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商工被害	千円						
					災 敵 害 用 救 市 助 町 法 村 名			
					計	団体		
	その他	千円			消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額		千円			消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 							

※被害額は省略することができるものとする。

第4 救援に関する資料

1 救援の原則に関する資料

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成25年10月1日号外内閣府告示第229号
最終改正：令和4年4月1日号外内閣府告示第38号

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百三十円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」とう。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に依じて限定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百二十万八千五百円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器

物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百三十円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第一百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれになくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百二十八万五千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百八十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万八千七百円	二万四千円	三万五千六百円	四万二千五百円	五万三千九百円	七千八百円
冬季	三万千円	四万百円	五万五千八百円	六万五千三百円	八万二千二百円	一万千三百円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。
- ハ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺（附属品を含む。）
 - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万三千八百円以内、小人十七万九百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以上とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯六十五万五千元

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯三十一万八千元

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千七百元

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千元

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千五百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万八千三百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令

平成16年12月20日
厚生労働省令第170号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

別記様式第一

収用第 号

公 用 令 書

氏名
住所

第 81 条第 2 項
第 81 条第 4 項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第 183 条において準用する第
第 183 条において準用する第

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

81 条第 2 項
81 条第 4 項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名



収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第二

保管第 号

公 用 令 書

氏名
住所

第 81 条第 3 項
第 81 条第 4 項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第 183 条において準用する第
第 183 条において準用する第

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

81 条第 3 項
81 条第 4 項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名



保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏名
住所

第 82 条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第 183 条において準用す

の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。
第 82 条

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名



名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 令 書

氏名
住所

第 81 条第 2 項
第 81 条第 3 項
第 81 条第 4 項
第 82 条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第 183 条において準用す
第 183 条において準用す
第 183 条において準用す
第 183 条において準用す

の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処
る第 81 条第 2 項
る第 81 条第 3 項
る第 81 条第 4 項
る第 82 条

分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

第 16 条

の規定により、これを交付する。

第 52 条において準用する第 16 条

（取り消した処分の内容）

年 月 日

処分権者 氏名



備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

第5 安否情報に関する資料

1 安否情報の収集・提供に関する資料

(1) 「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号
改正：平成十八年三月三十一日総務省令第五十号
平成二十七年九月一六日総務省令第七十六号
令和六年十一月二十九日総務省令第百二号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が相当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）

の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の資格確認書、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成十八年三月三十一日総務省令第五十号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十七年九月十六日総務省令第七十六号） 抄

（施設期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四条に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正

前の住民前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二 略

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

附 則 (令和六年十一月二十九日総務省令第一〇二号)

この省令中「外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改める規定は公布の日から、「被保険証」を「資格確認書」に改める規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年十二月二日)から施行する。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分に留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	日本 その他（ ）
⑥ 国籍	
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答 します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(2) 安否情報の収集及び提供に係る留意事項（平成 17 年 4 月 1 日消防国第 22 号通知一部抜粋）

第一 安否情報の収集及び提供に関する基本的事項

1 他の国民保護のための措置との関係について

安否情報の収集及び提供は、武力攻撃事態等という極限状況の中で行う措置であることから一定の限界があり、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行えば足りるものであることに留意すること。

2 個人情報の保護等への配慮について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）の規定及び国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）を踏まえ、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由について特に配慮願いたいこと。

第二 安否情報の収集に関する事項

1 市町村長の行う安否情報の収集

(1) 市町村長は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行うものとする。

(2) 市町村長は、(1)に加えて、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

2 都道府県知事の行う安否情報の収集

(1) 都道府県知事は、市町村長の行う安否情報の収集を支援するという立場から、当該都道府県の区域内の市町村における安否情報の収集方法、収集先などの安否情報収集体制を平素から把握することにより、都道府県と市町村の安否情報収集における役割分担を定めるものとする。

また、必要に応じ市町村における体制整備のための助言を行うよう努め、体制が不十分な市町村に対しては必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 都道府県知事は、必要に応じて自ら安否情報を収集するほか、都道府県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

第三 安否情報の報告に関する事項

1 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告

(1) 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告は、安否情報省令に規定する様式第1号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面の送付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙2の記入例を参考にすること。

- ① 安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行うものとする。
- ② ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

(2) 安否情報の報告時期

- ① 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、市町村長の判断により都道府県知事に報告するほか、都道府県知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。
- ② 都道府県知事は、消防庁からの助言等に基づき、又は独自の判断で、市町村長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定するものとする。
- ③ 都道府県知事は、特に必要があると認める場合には、市町村長に対し、死亡した者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることができるものとする。

2 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告

(1) 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告は、市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告に準じて行うものとする。

なお、安否情報の報告先については、武力攻撃事態等において消防庁対策本部が設置された後に、速やかに消防庁対策本部から都道府県知事に対し連絡され、また、安否情報の報告時期については、適宜消防庁対策本部から都道府県知事に連絡されることに留意すること。

(2) 都道府県は、市町村長からの報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、名寄せ等を行いできる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めるとともに、重複が排除できない情報や真偽が定かではない情報については、安否情報報告書の備考欄に記述するなど、その旨を明らかにして報告するものとする。

第四 安否情報の照会に関する事項

1 安否情報の照会

(1) 安否情報の照会をしようとする者は、原則として、安否情報省令に規定する様式第2号の安否情報照会書に必要な事項を記載した書面を提出することにより行うものとしてされている。そのため、武力攻撃事態等において、地方公用団体の長は、下記の事項に留意し、別紙3の記入例を参考として、適切な安否情報の照会が行われるよう住民に対し周知等を行うものとする。

- ① 安否情報の照会は、原則として、照会窓口に安否情報照会書を提出することにより行うものとする。
 - ② ただし、安否情報について照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合や窓口に人が殺到すること等による危険を回避するため必要がある場合等には、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により照会を行うことができるものとする。
- (2) 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提示を求めるものとする。
- また、(1) ②の窓口における書面の提出による照会以外の場合にあっても、同様に、必要な事項を明らかにさせること。

第五 安否情報の回答に関する事項

1 安否情報の回答

(1) 安否情報の回答方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面の交付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙4の記入例を参考とすること。

- ① 安否情報の回答は、原則として、窓口において書面を交付することにより行うものとする。
 - ② ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とする。
 - ③ 安否情報を回答した場合は、照会を行った者の氏名等及び回答した安否情報の内容等について、できる限りその回答状況を記録しておくものとする。
- (2) 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かについて回答する場合には、下記の事項に留意すること。

- ① 安否情報の回答は、安否情報の照会が「不当な目的」によるものと認めるとき又は安否情報の照会に対する回答により知り得た事項が「不当な目的に使用」されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。
- ② この場合において、「不当な目的」とは、他人の安否情報を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その安否情報を探索したり、暴露したりなどしようとするをいい、例えば、債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出すための目的で行われる場合などを指す。
- ③ 「不当な目的に使用」とは、例えば、住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為などを指す。
- ④ 「不当な目的」又は「不当な目的に使用」を判断するに当たっては、本人の確認、照会をする理由の真実性の確認等により判断するものとする。

本人の確認については、安否情報の照会時に運転免許証等本人であることを証明する書類により行うものとし、照会をする理由の真実性の確認については、原則として安否情報照会書の記載内容によって確認すれば足りるが、その真実性につき疑義を生

ぜしめる特段の事情があるときは、安否情報を紹介しようとする者に対し口頭で質問し、関係文書の提示を求める等適宜の方法により行うものとする。

- ⑤ 安否情報の照会が、窓口における書面の提出以外の電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により行われた場合は、照会をしようとする者の本人確認や「不当な目的」等の確認について特に注意するものとする。
- (3) 居所、負傷又は疾病の状況等個人情報の保護に特に配慮を要する安否情報について回答する場合には、下記の事項に留意すること。

- ① 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かに加え、さらに詳細な個人の情報については、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときに回答を行うことができる。
- ② 照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に、同意を得るものとする。この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示するか否かについての同意を得るものとし、開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行うものとする。
- なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとする。

- ③ 「公益上特に必要があると認めるとき」については、一概にその基準を提示することは困難であるが、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性のほうが高いと判断されるときを指す。

この場合において、公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、例えば、「公益上特に必要があると認めるとき」として報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」については、具体的な地番までは示さず、「〇〇市内の避難所」「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については、「重傷」「全治〇週間」等にとどめるなどの個人情報の保護に配慮すること。

第六 その他の留意事項等に関する事項

1 その他の留意事項について

安否情報の収集及び提供に関しては、基本指針において、「国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。」とされている。

これを受けて消防庁では、平成17年度以降、安否情報の収集及び提供の在り方を検討するとともに、安否情報の収集及び提供のシステムに必要な基本的機能を整理した上で、当該システムの具体的な開発に取り組む予定である。

そのため、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び提供については、当該システムの運用体制が整備されるまでの当面の間は、第二から第五に掲げるところに従い、既存の手段・方法を用いて行うものとする。

2 安否情報省令の見直しについて

安否情報省令は、地方公共団体及び総務省（消防庁）が現在保有する手段における当面の間の手続等を定めているものであり、今後の国における検討の進展に伴い、必要に応じその見直しを行う予定であること。

【別紙1】様式第3号（第2条関係）（記入例）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の何月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	⑫親族・同居者への回答希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考
○山 ×雄	マルヤマ バツオ	S33.2.2	男	○○県××市△ △町1-1-1			該当	軽傷 落下物による頭 部打撲	○○県立病院 ○○県××市△ △町5-5-5					
消防 太郎	ショウボウ タロウ	S17.5.4	男	○○県××市△ △町2-2-2					◇◇小学校 ○○県××市△ △町1-2-3	息子 消防次郎 △△市○△町2 -2-2				
消防 花子	ショウボウ ハナコ	S20.11.5	女	○○県××市△ △町2-2-2				死亡 4.19:00 ○×公園で爆発 により死亡	○○県立病院 ○○県××市△ △町5-5-5					避難の際 にはぐれ た様子
不明	不明	不明	男	不明	不明	赤い帽子を被った 2、3歳児 身長100cm程度			◇◇小学校 ○○県××市△ △町1-2-3					
ケビン・ ガ****	Kevin Ga****	S51.3.11	男	**** Ave. McLean, Virginia22101	米国		該当	重傷 4.100で 爆発に巻き込ま れ、全身火傷	○○県立病院 ○○県××市△ △町5-5-5	身元引受人 小 山×雄氏（電話 番号0**-***- 1234）	有	有	有	負傷、疾 病状況の 提供は拒 否

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

【別紙2】

様式第4号（第3条関係）（記入例）

安否情報照会書

17年4月1日		
総務大臣 殿		
申請者		
住所 <u>〇〇県〇〇市△△町1-1</u>		
氏名 <u>〇山 ×子</u>		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由	父親の負傷又は疾病の状況を確認し、今どこにいるかを知りたいが、電話での連絡が取れないため	
備考	連絡先 0** - 253 - ****	
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏名	〇山 ×雄
	フリガナ	マルヤマ バツオ
	出生の年月日	S33.2.2
	男女の別	男
	住所	〇〇県××市△△町2-2-2
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	<input checked="" type="radio"/> 日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認	運転免許証により確認	
※備考	窓口における書面の提出	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

【別紙3】

様式第5号（第4条関係）（記入例）

安否情報回答書

○山 ×子 殿		17年4月1日
		総務大臣
17年4月1日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		該当
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		負傷
被 照 会 者	氏 名	○山 ×雄
	フリガナ	マルヤマ バツオ
	出生の年月日	S33.2.2
	男女の別	男
	住 所	○○県××市△△町1-1-1
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	○○県立病院（○○県××市△△町5-5-5）
	負傷又は疾病の状況	軽傷（落下物による頭部打撲）
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

〈記入要領〉

(様式第3号)

- 1 避難住民とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第54条第1項の規定による避難の指示を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者も含むことから、当該要避難地域に住所を有する者及び滞在する者は全て避難住民に該当するものとして取り扱うこと。
- 2 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 3 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 4 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 5 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 6 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 7 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 8 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 9 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

(様式第4号)

- 1 照会をする理由欄には、具体的な理由の記載を求めるものとし、「安否確認のため」、「取材・報道のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、安否情報のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかになる程度の記載があることを要する。
- 2 申請者の確認欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、照会しようとする者に対して行った本人確認方法を記載する。特段の本人確認を行っていない場合には、空欄とする。
- 3 備考欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、「窓口における書面の提出」、「電子メール」、「電話」といった照会方法等を記載する。

能代市国民保護計画

(令和7年3月変更)
(平成19年2月策定)

能代市総務部総合防災課